

暗記ノート

- ◎本冊子は、東北運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。
- ◎暗記用であるため、法令文の一部を省略しているものもあります。
- ◎また、保安基準については、自動車の製作年月により適用する規定が異なる場合がありますが、暗記用であることを考慮し、製作年月による区分はしていません。
- ◎暗記する際は付属の赤シートをご利用下さい。

車両法

(車両法の目的)

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに【**安全性**】の確保及び【**公害**】の防止その他の【**環境**】の保全並びに【**整備**】についての【**技術**】の向上を図り、併せて自動車の【**整備事業**】の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

2. この法律で「道路運送車両」とは、【**自動車**】、【**原動機付自転車**】及び【**軽車両**】をいう。
3. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、【**原動機付自転車**】以外のものをいう。

(自動車の種別)

4. この法律に規定する【**普通自動車**】、小型自動車、【**軽自動車**】、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【**大きさ**】及び【**構造**】並びに【**原動機**】の種類及び【**総排気量**】又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

(自動車の種別の内容)

5. 小型自動車は、四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが長さ【**4.70**】m以下、幅【**1.70**】m以下、高さ【**2.00**】m以下に該当するものうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（【**軽油**】を燃料とする自動車及び【**天然ガス**】のみを燃料とする自動車を除く）にあつては、その総排気量が【**2.00**】ℓ以下のものに限る）である。
6. 軽自動車は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが長さ【**3.40**】m以下、幅【**1.48**】m以下、高さ【**2.00**】m以下に該当するものうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が【**0.660**】ℓ以下のものに限る）である。
7. 平成24年に製作された総排気量が1.49ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ4.29m、幅1.73m、高さ1.55mの自動車の種別は、【**普通**】自動車である。
8. 平成21年に製作された総排気量が0.658ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車であつて、長さ3.39m、幅1.58m、高さ1.99mの自動車の種別は、【**小型**】自動車である。

(登録の一般的効力)

9. 自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く)は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを【**運行**】の用に供してはならない。

(自動車登録番号標の封印等)

10. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車【**登録番号標**】は、これを取り外してはならない。ただし、【**整備**】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

11. 封印の取りつけは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の【**左側**】の取りつけ箇所に行うものとする。

(変更登録)

12. 自動車の【**所有者**】は、登録されている【**型式**】、【**車台番号**】、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から【**15**】日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

(移転登録)

13. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から【**15**】日以内に、国土交通大臣の行う【**移転登録**】の申請をしなければならない。

(自動車登録番号標の表示の義務)

14. 自動車は、交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【**被覆**】しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の【**識別**】に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により【**表示**】しなければならない。

(打刻の塗まつ等の禁止)

15. 何人も、自動車の【**車台番号**】又は原動機の型式の【**打刻**】を【**塗まつ**】し、その他車台番号又は原動機の型式の【**識別**】を困難にするような行為をしてはならない。但し、【**整備**】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は法第32条(職権による打刻等)の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

(点検及び整備の義務)

16. 自動車の使用者は、自動車の【**点検**】をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を【**保安基準**】に適合するように維持しなければならない。

(日常点検整備)

17. 自動車の【**使用者**】は、自動車の【**走行距離**】、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の【**日常的**】に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

18. 別表第1(事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準)において、「タイヤ」の「亀裂及び損傷がないこと。」の点検は、【**1日**】に1回、その運行の【**開始前**】に実施しなければならない。

(定期点検の期間)

19. 乗車定員10人以下の乗用の小型自動車(レンタカー)の定期点検は【**6月**】ごとである。

20. 貨物運送用の小型自動車（レンタカー）の定期点検は【3月】ごとである。
21. 貨物運送用の自家用検査対象軽自動車の定期点検は【1年】ごとである。
22. 乗車定員11人以上の自家用バスの定期点検は【3月】ごとである。
23. 車両総重量8t未満の自家用大型特殊自動車の定期点検は【6月】ごとである。
24. 車両総重量8t以上の自家用自動車の定期点検は【3月】ごとである。
25. 乗車定員5人の旅客自動車運送事業用の自動車の定期点検は【3月】ごとである。
26. 小型二輪自動車の定期点検は【1年】ごとである

（定期点検整備内容と走行距離）

27. 別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）において、「ブレーキ・ペダル」の「ブレーキの効き具合」の点検は、【3】月ごとに行わなければならない。
28. 別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）において、車両総重量8t以上又は乗車定員30人以上の自動車に限り、走行装置「ホイール」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の点検は、【12】月ごとに行わなければならない。
29. 別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）において、「車枠及び車体」の「緩み及び損傷」の点検は、【3】月ごとに行わなければならない。
30. 別表第5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）において、制動装置「ホース及びパイプ」の「漏れ、損傷及び取付状態」の点検は、【6】月ごとに行わなければならない。
31. 別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）において、「制動装置」の「ブレーキ・ディスク及びパッド」の「ディスクの摩耗及び損傷」の点検は、【2】年ごとに行わなければならない。
32. 別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）において、「エア・クリーナ・エレメントの状態」の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり【5,000】km以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。
33. 別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）において、電気装置「点火装置」の「点火プラグの状態」の点検は、点火プラグが【白金】プラグ又は【イリジウム】・プラグの場合は、行わないことができる。

（点検整備記録簿の記載事項）

34. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について法第48条（定期点検整備）の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 点検の【年月日】
 - (2) 点検の【結果】
 - (3) 整備の【概要】
 - (4) 整備を【完了】した年月日
 - (5) その他国土交通省令で定める事項

（点検整備記録簿の保存期間）

35. 車両総重量8t以上の自家用自動車の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から【1】年間である。

（整備命令）

36. 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く）が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の【改造】、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の【使用者】に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。

37. 何人も、自動車にはり付けられた整備命令標章を【**破損**】し、又は汚損してはならず、また、当該自動車が保安基準に適合したことにより【**命令**】を取り消された後でなければこれを取り除いてはならない。

(新規検査)

38. 国土交通大臣は、新規検査を受けようとする者に対し、当該自動車に係る【**点検**】及び整備に関する記録の【**提示**】を求めることができる。

(継続検査)

39. 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう【**継続検査**】を受けなければならない。

(自動車検査証の有効期間)

40. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては【**1年**】、その他の自動車にあつては【**2年**】とする。

(自動車検査証の有効期間の起算日)

41. 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年9月23日である自家用乗用自動車について、継続検査を令和元年8月23日に受けた場合、交付される自動車検査証の有効期間の満了する日は【**令和3年9月23日**】である。

42. 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年8月21日である普通貨物自動車について、自動車の長さの変更のみに係る構造等変更検査を令和元年8月17日に受けた場合、交付される自動車検査証の有効期間が満了する日は、【**令和2年8月16日**】である。

(自動車検査証の備付け等)

43. 検査標章は、自動車の前面ガラスの【**内側**】に前方から見易いようにはり付けることによって表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあつては、自動車の後面に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の【**左上部**】に見易いようにはり付けることによって表示するものとする。

44. 自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、【**自動車検査証**】若しくは【**検査標章**】又は臨時検査合格標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった場合その他国土交通省令で定める場合には、その再交付を受けることができる。

(自動車検査証の記載事項の変更)

45. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から【**15**】日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。

(限定自動車検査証)

46. 限定自動車検査証の有効期間は、【**15**】日とする。

47. 限定自動車検査証は、当該限定自動車検査証の交付を受けている自動車に係る自動車登録ファイルに記録され、又は自動車検査証返納証明書に記載された【**構造**】等に関する事項について変更があつたときは、その【**効力**】を失う。

(自動車部品を装着した場合の取扱い)

48. 簡易な取付方法とは、【**手で容易に**】着脱できる取付方法をいう。

49. 固定的取付方法とは、簡易な取付方法又は恒久的取付方法以外の【**工具**】を用いて着脱できる取付方法をいう。
50. 恒久的取付方法とは、【**溶接**】又は【**リベット**】で装着される取付方法をいう。
51. 新規検査の依頼のあった普通乗用自動車を指定自動車整備事業者が確認したところ、コイル・スプリングが交換されていたため、当該自動車の全高が登録識別情報等通知書に記載されている高さ比べて2cm相違していた。自動車検査員は、全高が登録識別情報等通知書に記載されている構造等に関する事項と同一で【**ない**】と判断した。
52. 継続検査の依頼のあった普通貨物自動車の同一性を指定自動車整備事業者が確認したところ、固定的取付方法によりマーカーランプが装着されていたため、全幅が2m60cmとなっていた。マーカーランプが指定部品であることから検査は【**不合格**】と判断した。

(指定部品)

53. 指定部品とは、以下の自動車部品をいう（過去問より）。
- (1) ルーフ・ラック
 - (2) ナンバー取付ステー及び【**任意灯火器類**】
 - (3) タイヤ及び【**ホイール**】
 - (4) 【**ストラット**】・タワー・バー
 - (5) 【**コイル**】・スプリング
54. 普通自動車について、指定部品を【**恒久的**】取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を【**固定的**】取付方法若しくは【**恒久的**】取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅、高さ又は車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して、長さ±【**3**】cm、幅±【**2**】cm、高さ±【**4**】cm、車両重量±【**100**】kgの範囲内に含まれていれば、自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととする。
55. 小型自動車について、指定部品を【**恒久的**】取付方法により装着した状態、又は、指定外部部品を【**固定的**】取付方法若しくは【**恒久的**】取付方法により装着した状態において、当該自動車の長さ、幅、高さ又は車両重量が自動車検査証に記載されている値に対して、長さ±【**3**】cm、幅±【**2**】cm、高さ±【**4**】cm、車両重量±【**50**】kgの範囲内に含まれていれば、自動車検査証の記載事項について変更があったときに該当しないこととする。

(認証)

56. 自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う【**事業場**】ごとに、地方運輸局長の【**認証**】を受けなければならない。
57. 自動車特定整備事業の【**認証**】は、対象とする自動車の種類を指定し、その他【**業務**】の範囲を限定して行うことができる。

(特定整備の定義)

58. 法第49条第2項の特定整備とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- ◎動力伝達装置の【**クラッチ**】（二輪の小型自動車の【**クラッチ**】を除く）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又は【**デファレンシャル**】を取り外して行う自動車の整備又は改造
 - ◎緩衝装置のシャシばね（コイルばね及び【**トーションバー**】・スプリングを除く）を取り外して行う自動車の整備又は改造

(特定整備事業者の標識)

59. 自動車特定整備事業者は、事業場において、【**公衆**】の見やすいように、国土交通省令で定める様式の【**標識**】を掲げなければならない。

(変更届等)

60. 自動車特定整備事業者は次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から【30】日以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所 (2) 法人にあっては、その【役員】の氏名
(3) 事業場の所在地 (4) 屋内作業場の【面積】又は間口若しくは奥行の長さ

(整備主任者)

61. 整備主任者は、同一事業者の他の事業場の整備主任者を兼務することが【できない】。

62. 自動車特定整備事業者は、整備主任者を変更した場合は、変更のあった日から【15】日以内に運輸支局長に届け出なければならない。

(特定整備記録簿)

63. 特定整備記録簿には、特定整備時の【総走行距離】、【整備主任者】の氏名、自動車特定整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに【認証】番号を記載しなければならない。

64. 特定整備記録簿は、その【記載】の日から【2】年間保存しなければならない。

(特定整備事業者の設備の維持)

65. 自動車特定整備事業者は、当該事業場に関し、国土交通省令による基準に適合するように【設備】を維持し、及び【従業員】を確保しなければならない。

(特定整備事業者の遵守事項)

66. 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の【概算見積り】を記載した書面を【交付】し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

67. 他人に対して法若しくは法に基づく【命令】若しくは処分に違反する行為（「違反行為」という）をすることを要求し、【依頼】し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

(不正改造等の禁止)

68. 何人も、第58条第1項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の【改造】、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が【保安基準】に適合しないこととなるものを行ってはならない。

(指定自動車整備事業の指定等)

69. 地方運輸局長は、【自動車特定整備事業者】の申請により、自動車特定整備事業の【認証】を受けた事業場であつて、自動車の整備について法第94条（優良自動車整備事業者の認定）第1項の国土交通省令（優良自動車整備事業者認定規則）で定める基準に適合する設備、技術及び【管理組織】を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の【検査】の設備を有し、かつ、確実に法第94条の4第1項の【自動車検査員】を選任して法第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について【検査】をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

(事業場管理責任者／主任技術者)

70. 【事業場管理責任者】は、事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であつて、当該事業場の統括責任者をいう。

71. 【主任技術者】は、従業員に対する整備技術の教育及び設備機器の管理に関する責務を負うものとする。

（指定工場の整備士保有率）

72. 自動車工が10人の指定自動車整備事業場においては、自動車整備士技能検定規則の規定による自動車整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く）の資格を有する者の数が【4】人以上でなければならない。

（屋内作業場における検査）

73. 自動車検査員が行う完成検査において、【音量計】、【一酸化炭素】測定器、【炭化水素】測定器、黒煙測定器及び【オパシメータ】を用いて行う検査は、点検及び整備を行うための作業場である屋内現車作業場で行って差し支えない。

（自動車の検査の設備）

74. 指定自動車整備事業者は、対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であって、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合には（1）、【軽油】を燃料とする自動車が含まれていない場合には（8）、ガソリン又は【液化石油ガス】を燃料とする自動車が含まれていない場合には（6）及び（7）に掲げるものを備えなくてもよい。

（1）ホイール・アライメント・テスト又は【サイドスリップ・テスト】

（2）ブレーキ・テスト （3）前照灯試験機 （4）音量計

（5）速度計試験機 （6）一酸化炭素測定器 （7）炭化水素測定器

（8）黒煙測定器又は【オパシメータ】

（対象自動車の指定）

75. 指定自動車整備事業場において指定を受けている対象とする自動車の種類が、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、軽自動車の事業場は、最大積載量が2,750kgの自家用普通貨物自動車の指定整備が【できない】。

76. 指定自動車整備事業の指定を受けた「対象とする自動車の種類」が「普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、軽自動車」の事業場は、乗車定員が「2 + 12/1.5人」の専ら幼児の運送を目的とする自家用自動車の指定整備を行うことが【できる】。

（検査用機械器具の校正）

77. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から【1年】以内に国土交通大臣の登録を受けた者が行う校正を受け、かつ、その校正に関する記録を【1年】間保存しなければならない。

（自動車検査員の選任）

78. 指定自動車整備事業者は、自動車検査員を選任したときは、その日から【15】日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。

79. 自動車検査員は、整備主任者（2級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く）として【1】年以上（1級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては【6】月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う【教習】を修了したものであること。（一部省略）

(自動車検査員の兼任)

80. 自動車検査員は、他の事業場の自動車検査員となることが【**できない**】。ただし、【**同一**】の指定自動車整備事業者の他の事業場で、【**位置**】その他について国土交通省令で定める要件を備えるものについては、この限りでない。

(自動車検査員の解任)

81. 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について【**不正**】の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に【**違反**】したときは、【**指定自動車整備事業者**】に対し、自動車検査員の【**解任**】を命ずることができる。

(保安基準適合証の交付)

82. 指定自動車整備事業者は、自動車（【**検査対象外軽**】自動車及び小型特殊自動車を除く）を国土交通省令で定める技術上の基準により【**点検**】し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な【**整備**】をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が【**証明**】したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章を【**依頼者**】に交付しなければならない。

(自動車検査員の証明)

83. 法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の【**証明**】は、自動車検査員が保安基準適合証及び保安基準適合標章又は限定保安基準適合証に【**記名**】し、及び【**押印**】することにより行う。

84. 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記載された施行規則第35条の3第1項各号（第3号から第5号まで、第16号、第20号から第21号の2及び第28号までを除く）に掲げる事項について事実と【**相違がある**】と認めるときは、法94条の5第1項の【**証明**】をしてはならない。

(自動車検査員による検査の基準)

85. 完成検査の際、次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用【**ハンマ**】等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを【**視認等**】により容易に判定することができるときに限り、【**視認等**】により検査することができる。

- | | | | |
|-----------------------|-------------------|---------------------|----------|
| (1) 【 動力伝達装置 】 | (2) 走行装置 | (3) 【 操縦装置 】 | (4) 制動装置 |
| (5) 緩衝装置 | (6) 燃料装置 | (7) 車枠及び車体 | (8) 連結装置 |
| (9) 物品積載装置 | (10) 内圧容器及びその附属装置 | | |

(自動車検査員の服務)

86. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査（完成検査）を【**公正**】、かつ、確実にを行うため、当該検査に係る自動車の【**整備**】作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。

87. 自動車検査員は、継続検査の完成検査を行う際、【**自動車登録番号標**】又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。

(自動車検査員の作業区分)

88. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査（いわゆる完成検査）に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、点検と併せて行うことが合理的である次の軽微な交換又は補充作業を行うことは差し支えない。

- (1) エア・クリーナ・エレメントの【交換】 (2) 油脂液類の【補充】
(3) 【点火】プラグの交換 (4) 燃料【フィルター】の交換

89. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査（いわゆる完成検査）に係る自動車の整備作業に直接従事してはならない。ただし、点検又は検査時に行うことが合理的である次の軽微な調整作業を行うことは差し支えない。

- (1) 前照灯の【照射方向】の調整 (2) アイドリング、【CO・HC】の調整
(3) タイヤの【空気圧】の調整

（走行距離計表示値の取扱い）

90. 完成検査の確認時において、検査車両の走行距離計表示値から分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値を減じた値が【200】km以下のものは、検査車両の走行距離計表示値と分解整備記録簿に記載されている総走行距離の数値が【同一】であると見なすものとする。

（保安基準適合証の有効期間）

91. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、法第94条の5第4項の【検査】をした日から【15】日間とする。

（保適を提出した場合の取扱い）

92. 継続検査に際し、有効な【保安基準適合証】の【提出】があった場合には、法第62条（継続検査）の適用については、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

93. 貨物の運送の用に供する【小型】自動車のうち、最大積載量が【1】t以下であり、かつ、当該【小型】自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「【バン】」又は「三輪【バン】」と記載されているものは、新規検査に際し、有効な保安基準適合証の提出があった場合には、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ保安基準に適合するものとみなす。

（保安基準適合証の適用除外）

94. 有効な保安基準適合標章を自動車の前面に見易いように表示しているときは、自動車検査証を備付け、かつ、【検査標章】を表示しなくても、運行することができる。

（保安基準適合証の記載方法）

95. 自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合は、保安基準適合証等の検査年月日の欄には、【最後】に検査の実務を行った年月日を記入すること。

96. 一時抹消登録を受けた自動車並びに自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合には、交付する保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の「自動車登録番号又は車両番号」欄及び「【保険期間】」欄に記載しないこと。

（保安基準適合標章の表示）

97. 保安基準適合標章は、自動車の運行中その【前面】に指定自動車整備事業規則第2号様式による【有効期間】及び自動車登録番号又は車両番号が見やすいように表示しなければならない。

（保安基準適合証の不正使用の防止）

98. 指定自動車整備事業者は、適合証綴の授受出納簿を作成し、適合証綴数の収受状況を把握するとともに、適合証綴を使用後【2】年間保存しておかなければならない。

(自賠償保険証明書の備付け)

99. 自動車は、自動車損害賠償責任保険【**証明書**】を備え付けなければ、【**運行**】の用に供してはならない。

(自賠償保険の提示)

100. 指定自動車整備事業者は、自動車損害賠償責任保険証明書の提示がないとき、又はその提示があった自動車損害賠償責任保険証明書に記載された【**保険期間**】が、その日から保安基準適合証の提出のあった場合において記入されるべき自動車検査証の有効期間が満了する日までの期間の全部と【**重複**】するものでないときは、保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付してはならない。

(最終の検査申請日)

101. 有効期間が1年である自動車で、既に締結されている自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間から新たに継続した保険期間が平成31年2月21日～令和2年2月21日の場合、継続検査に係る完成検査を平成31年2月6日に実施したときは、保安基準適合証及び保安基準適合標章に、「最終の検査申請日」を記載【**しない**】。

(指定整備記録簿)

102. 指定自動車整備事業者は、【**指定整備記録簿**】を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあつては自動車登録番号、第60条第1項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号
- (2) 【**点検**】及び【**整備**】並びに【**検査**】の概要
- (3) 【**検査**】の年月日
- (4) 【**自動車検査員**】の氏名
- (5) 国土交通省令で定める保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する事項
- (6) 【**依頼者**】の氏名又は名称及び住所

103. 指定整備記録簿は、その記載の日から【**2**】年間保存しなければならない。

(指定整備記録簿の記載要領)

104. 「目視等による検査」の欄については、目視、【**ハンマ等**】を用いて行う検査結果を記載すること。

(罰則の適用)

105. 自動車検査員その他法第94条の5（保安基準適合証等）第1項及び法第94条の5の2（限定保安基準適合証）第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の【**交付**】の業務に従事する【**指定自動車整備事業者**】並びにその【**役員**】及び職員は、刑法その他の【**罰則**】の適用については、法令により【**公務**】に従事する職員とみなす。

(不正使用等の禁止)

106. 何人も、行使の目的をもって、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、【**検査標章**】若しくは保安基準【**適合標章**】に紛らわしい外観を有する物を製造し、又はこれらの物を【**使用**】してはならない。